

**令和6年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ**

番号	文書	改訂内容	備考
1	留意事項(本文)	留意事項の適用時期について	令和6年4月1日以降に申請する訓練科から適用されます。
2	留意事項(本文)	認定後の内容の変更について	変更事由の例を追記しました。
3	留意事項(本文)	過去に実施した求職者支援訓練の修了者等からの就職状況報告書の回収率	申請時点で認定基準不適合に該当する申請機関は、認定基準を満たしていないことになる旨を追記しました。
4	留意事項(本文)	過去に実施した求職者支援訓練の就職率について	<p>①過去に実施した求職者支援訓練の就職率に係る認定可否の範囲、改善計画書(認定様式第16の2号)について次のとおり変更となります(詳細は本文を必ずご確認ください)。          ②申請時点で認定基準不適合に該当する申請機関は、認定基準を満たしていないことになる旨を追記しました。</p> <p><b>【変更前: 令和6年3月31日以前に開講するコースに適用】</b>          ①就職率の認定基準を下回った訓練科の終了日から3年以内に終了する、同一都道府県で実施する同一の分野の訓練科が再度、認定基準を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日から起算して1年を経過する日までの間、当該都道府県において、同一の分野の訓練科は認定できなくなります(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)          1年を経過した日以降に開講する同一分野の訓練科で、認定基準を下回った場合、当該訓練科の終了日から3年以内に終了する、同一都道府県で実施する同一の分野の訓練科が再度、認定基準を下回ると当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、当該都道府県において、同一の分野の訓練科は認定できなくなります(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)          ②過去に実施した求職者支援訓練の「雇用保険適用就職率」が、基礎コースで30%、実践コースで35%、短期・短時間特例訓練で35%(令和5年3月31日までに開講された訓練科については30%)を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、最初に同一都道府県において同一の分野の訓練科の申請をしようとする場合、改善計画(認定様式第16の2号)の提出が必要となります。</p> <p><b>【変更後: 令和6年4月1日以降に開講するコースに適用し、令和6年3月31日以前に開講したコースは従前の取扱い(令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について)であること】</b>          ①過去に実施した求職者支援訓練(『ラーニング』)の「雇用保険適用就職率」が、35%を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、最初に同一分野の訓練科(『ラーニング』)の申請をしようとする場合に限り、最初に申請する都道府県に対して、改善計画(認定様式第16の2号)の提出が必要となります。          また、過去に実施した求職者支援訓練(通所・通信(同時双方型))の「雇用保険適用就職率」が、基礎コースで30%、実践コースで35%を下回った場合については、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、最初に同一分野の訓練科(通所・通信(同時双方型))の申請をしようとする同一都道府県に対して、改善計画(認定様式第16の2号)の提出が必要となります。          さらに、過去に実施した求職者支援訓練(通所・通信(同時双方型)・『ラーニング』)の「雇用保険適用就職率」が、基礎コースで30%、実践コースで35%を下回った場合については、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、最初に申請する同一分野の訓練科の訓練形態が異なる場合については、最初に申請する同一都道府県に対して、改善計画(認定様式第16の2号)の提出が必要となります。          ②訓練形態(通所・通信(同時双方型)・『ラーニング』)を問わず、上記①の就職率を下回った訓練科の終了日から3年以内に終了する同一分野の訓練科が再度、上記①の「雇用保険適用就職率」を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日から起算して1年を経過する日までの間、同一分野の訓練科は認定できなくなります(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)          当該適用日から起算して1年を経過した日以降に開講する同一分野の訓練科で、上記①の「雇用保険適用就職率」を下回った場合、当該訓練科の終了日から3年以内に終了する、同一分野の訓練科が再度、上記①の「雇用保険適用就職率」を下回ると当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、5年を経過する日までの間、同一分野の訓練科は認定できなくなります(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)          また、認定申請受付期間の末日までにこれらに該当した場合、すでに受理した申請であっても認定できなくなります(申請時点で認定基準不適合に該当する申請機関は認定基準を満たしていないことになりますので、ご注意ください。)。なお、認定できない都道府県は、申請しようとする訓練形態によって異なりますので、本文中の表をご確認ください。</p>
5	留意事項(本文)	申請日について	機構支部に認定申請書を提出する際の申請日について、機構支部へ来所して申請する場合は来所日、郵送の場合は、発送の手続きを行う日付(消印の日付)を記載し(消印の日付と申請日が異なる場合、申請書を受理できない場合もございますので、ご注意ください。)、電子メールにより提出する場合は、送信日となることを記載しました。
6	留意事項(本文)	新規参入に係る要件の変更について	<p>新規参入のうち、新規扱いについて下記のとおり変更となります。</p> <p><b>【変更前】</b></p> <p>1 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を他の都道府県では実施(開講)したことがあるが、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内では実施(開講)したことがない場合          2 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内で実施(開講)したことがあるものの、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合</p> <p><b>【変更後】</b></p> <p>1 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を他の都道府県では実施(開講)したことがあるが、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内では実施(開講)したことがない場合(本申請により、通所割合が20%以下の『ラーニング』コースを申請しようとする場合を除く)          2 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内(『ラーニング』コースを申請しようとする場合にあっては、全国)で実施(開講)したことがあるものの、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合          ※総訓練時間に対する通所割合については、受講者全員が通所で実施する時間数で算出すること(オンライン訓練(混在型)で実施する時間数は含めないこと。)。</p>

## 令和6年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

別添6

番号	文書	改訂内容	備考
7	留意事項(本文)	訓練科目名について	通所割合が20%以下の訓練については、訓練科名の末尾は「(eラーニングA)」、通所割合が20%を超える訓練については、訓練科名の末尾は「(eラーニングB)」と記入することとなりました。
8	留意事項(本文)	実施状況確認場所について	機構職員2人及び訓練実施施設関係者1人が入室可能かつ書類を確認できるスペースが必要となりました。
9	留意事項(本文)	講師の数について	全ての実技の訓練時間において、講師は、受講者15人あたり1人以上(助手を含む。)配置し、かつ実技の危険の程度・指導の難易度・受講者の特性に応じて、きめ細かい指導ができる数としているが、IT分野又はデザイン分野のうちWEBデザインの訓練コースは、受講者20人までは1人、20人を超えるときは2人以上(助手含む)配置することでも差し支えないとしました。
10	留意事項(本文)	対面指導の受講人数の上限数について	対面指導の同時に受講できる人数が最大5名から3名に変更となりました。
11	留意事項(本文)	民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の再開時期の変更に係る対応について	令和6年度の民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修については、令和6年4月からの開講を予定となりました。そのため、令和6年4月末までに申請する訓練科については、認定基準に規定する本要件の適用を猶予することが可能ですが、令和6年5月1日以降に申請する訓練科については、本要件の適用は猶予されません。ただし、ガイドライン研修の開講が延期となった場合は、開講日の属する月の月末まで措置が延長されます。
12	留意事項(本文)	IT分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置について(※支給要件の一部変更)	今般の改正に伴い、以下のとおり適用部が変更となりました。 (旧)岩手支部、石川支部、三重支部、奈良支部、香川支部、大分支部 (新)岩手支部、福島支部、石川支部、三重支部、奈良支部、島根支部、香川支部、大分支部、鹿児島支部
13	留意事項(本文)	デジタルリテラシー向上促進について	IT分野又はデザイン分野の訓練のうちWEBデザインの訓練コース以外の訓練を申請する場合は、認定様式第5号添付書類4「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」及び「DXリテラシー標準の項目の一覧」を参考に、各分野において就職に必要と考えらえるデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定に努めて下さい。なお、デジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定した場合は、認定様式第5号添付書類4「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を支部に提出してください。
14	留意事項(本文)	事前説明会の開催及び実機体験	受講希望者が当該訓練コースへの理解を深めることができるよう、同時双方向による事前説明会の開催及び実機体験を可能な限り実施すること追記しました。
15	留意事項(本文) 別紙4	省略可能な認定申請書類の変更	就職支援責任者が取得していた場合に加点となる資格等の確認ができる書類については、省略不可としました。
16	別紙5	個人情報の保管について	個人に関する情報を保管する書庫等について、容易に持ち出しができること、を追記しました。
17	留意事項(本文) 別紙7	キャリアコンサルティング担当者の要件変更	ジョブ・カード作成アドバイザーをキャリアコンサルティング担当者の要件から削除しました。
18	留意事項(本文) 別紙9	講師要件の変更について	類型4から、学歴を削除しました。 また、「求職者支援訓練の講師として認められる類型」のうち、実務経験・指導経験に係る取扱いの留意点を記載しました。

## 令和6年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

別添6

番号	文書	改訂内容	備考
19	別紙12	コース案内の記載内容について	<p>以下の内容について、コース案内に記載すべき項目を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前説明会に係る詳細事項（開催する場合）</li> <li>・受講者とのトラブル防止のために、伝えておくべき事項</li> <li>・選考前までに重要な事項（訓練受講時間及び進捗状況等の管理、習得度確認テスト、訓練の修了要件等）に係る誓約書提出すること</li> </ul>
20	留意事項(本文) 別紙18	職業スキル（学科・実技）を実施日が特定されている科目として実施する場合について	職業スキル（学科・実技）については、実施日が特定されていない科目（実施方法：eラーニング）として実施することを原則としていますが、令和6年4月1日以降に申請する訓練コースより、一定の要件を満たす場合に限り、実施日が特定されている科目（実施方法：通所又は通信の方法による訓練（同時双向型））として実施することが可能となりました。
21	留意事項(本文) 様式別紙1 LMS実機確認表	LMSの実機確認について	認定申請時に、実際の教材をアップロードし、管理者アカウント及び受講者アカウントを準備した上で、対面又はオンラインによるLMSの実機確認が必要となりました。
22	全般	その他、軽微な文言の追記・修正。	